

令和7年度長野県高齢者生活・介護に関する実態調査 業務委託要求仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う長野県高齢者生活・介護に関する実態調査事業（以下「委託業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等について必要な事項を定めるものとする。

1 目的

県内高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する実情・意向の調査とともに、施設入所者等の実態、介護事業所等の経営実態、介護従事者の処遇状況等に関する調査をあわせて実施し、介護サービスの充実や介護人材の育成、介護保険施設の整備計画等、次期介護保険事業（支援）計画策定などの基礎資料とする。

2 委託業務名

令和7年度長野県高齢者生活・介護に関する実態調査事業委託業務

3 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 契約書(案)

別添のとおり

5 業務の概要

- (1) 高齢者の生活・介護に関する実態調査の実施（調査基準日 令和7年10月1日を予定）
現在検討している長野県高齢者生活・介護に関する実態調査は、別紙「令和7年度長野県高齢者生活・介護に関する実態調査事業の概要」を参考にすること。
- (2) 調査結果に基づき全県や介護保険者（市町村等）（以下「保険者」という。）別などの実態を分析すること。

6 業務の実施内容

- (1) 調査票及び記入マニュアルの作成（印刷、中綴じ製本を含む）
調査票の体裁や質問項目、分析方法等は、委託者と受託者が協議のうえ定める。なお、「元気高齢者等実態調査」及び「居宅要介護・要支援認定者等実態調査」は保険者を經由して行うため、調査票等の電子データの作成のみとし、印刷・製本は要しない。
- (2) 調査票の送付
高齢者施設、介護サービス事業所に調査票を送付する。なお、「元気高齢者等実態調査」及び「居宅要介護・要支援認定者等実態調査」は保険者を經由して行うため、調査票の送付は不要である。

(3) 調査票の回収

提出期限までに回答のない事業所等に対して督促を行うなど、回答率向上のための対応をする。なお、「元気高齢者等実態調査」及び「居宅要介護・要支援認定者等実態調査」の調査票は保険者が回収する。

(4) 調査票の保管・返戻

データ入力、集計、チェックが済むまで調査票を適正に保管する。なお、調査票の取り扱いに際しては、個人情報の保護に十分留意すること。調査終了後、調査票は保険者等に返戻する。

(5) 調査内容及び対象数

ア 元気高齢者等実態調査

(ア) 調査方法：抽出調査（介護保険者経由）

(イ) 調査項目：高齢者の意識、生活実態、行政への要望等適切なもの。なお、国の日常生活圏域ニーズ調査の項目を組み込んだ内容とする。設問数：約 100 問

(ウ) 調査対象：要介護・要支援認定を受けていない高齢者のうち、保険者が性別・年齢階層を考慮して抽出した者。

(エ) 調査対象数：18,200 名程度

イ 居宅要介護・要支援認定者等実態調査

(ア) 調査方法：原則悉皆調査、なお、対象者数が多い市等は、抽出調査も可（介護保険者経由）

(イ) 調査項目：居宅介護サービスの利用状況、充足状況、介護サービスに関する不満、今後の意向等適切なもの。なお、国の日常生活圏域ニーズ調査の項目を組み込んだ内容とする。設問数：100 問程度

(ウ) 調査対象：居宅の要介護・要支援の認定を受けている被保険者（第 2 号被保険者を含む。）及びその介護者。

(エ) 調査対象数：55,500 名程度

ウ 施設入所者等実態調査

(ア) 調査方法：原則悉皆調査（施設直接調査）

(イ) 調査項目：高齢者関係施設の入所者の状況（基本属性、入所の期間、入所するまでの待機期間、費用等）など適切なもの。設問数：20 問程度（特別養護老人ホームは 35 問程度）

(ウ) 調査対象：特別養護老人ホーム等の高齢者関係施設

（地域密着型）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、
認知症グループホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、
生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅

(エ) 調査対象数：1,100 施設程度

※施設の種類及び数については「社会福祉施設名簿」（R 6. 5. 1 版）を参照。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kenko/fukushi/houjin/meibo.html>

エ 介護サービス事業所調査（経営実態等調査・介護従事者処遇状況等調査）

（ア） 調査方法：抽出調査（事業所直接調査）

（イ） 調査項目：経営の状況、利用者確保の状況（稼働率）、今後の事業展開、職種別・雇用形態別の人数、職員の充足状況、介護職員の処遇改善状況、人材育成上の課題など適切なもの。設問数：40 問程度

（ウ） 調査対象：特別養護老人ホームや訪問、通所介護事業所等の介護サービス事業所

（全施設：（地域密着型）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護 等
2 分の 1 調査：訪問介護事業所、通所介護事業所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所 等）

（エ） 調査対象数：2,200 事業所程度

※施設の種類及び数については上記の「社会福祉施設名簿」（R 6. 5. 1 版）を参照。

（ただし、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所は非掲載のため、別途受託者に名簿を交付）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kenko/fukushi/houjin/meibo.html>

（6） 調査結果の集計

集計データはエクセル形式での加工も可能とし、旧バージョンでの稼働にも対応すること。

また、国の「自動集計分析ソフト」に対応可能とすること。

（7） 調査結果の分析

分析は下記区分別に行うことを基本とするが、保険者等が集計データを活用して独自に分析し、有効に活用できるよう、操作マニュアル・分析マニュアル等を提示すること。

ア 「元気高齢者等実態調査」及び「居宅要介護・要支援認定者等実態調査」

全県、市町村別、日常生活圏域別及び 10 圏域別に実態を分析すること。

イ 「施設入所者等実態調査」及び「介護サービス事業所調査」

全県、市町村別及び 10 圏域別に実態を分析すること。

（8） 報告書の作成

分析結果を調査結果報告書及び概要版にまとめること。なお、県ホームページでの公表に備えて電子データも作成すること。

7 関係法令

委託業務の実施に関しては、本仕様書によるほか下記の関係法令等を遵守して行う。

（1）長野県財務規則及び諸規則

（2）契約書

（3）その他関係法令及び通達

8 予算

本事業に係る予算は、上限を 20,189,000 円（税込）とする。

9 委託業務完了後の提出書類

委託事業の終了後、令和 8 年 3 月 31 日までに以下の書類を長野県健康福祉部介護支援課計画

係あて提出すること。

(1) 委託業務完了届

(2) 成果品

調査報告書（全体版）：A 4 版 計 200 部

調査報告書（概要版）：A 4 版 計 200 部

電子媒体（CD-ROM）：全県分 1 部、保険者分 63 部（データの複製が可能なもの）

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、あらかじめ承認した場合は、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(4) 本事業に関する所有権や著作権は原則として全て長野県に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとすること。

11 その他

(1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。

(2) 受託期間中は受託業務全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行うこと。

(3) 受託業務の実施にあたっては、主に長野県庁において打ち合わせを行うこと。

(4) 制度改正や日常生活圏域ニーズ調査など、第 10 期介護保険事業（支援）計画策定に係る国の動向等を正確に把握し、調査に組み込むこと。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。